

東日本大震災により査証取得後に訪日日程を延期された方へ
(特別措置の終了)

平成23年12月21日

東日本大震災により査証取得後やむを得ず訪日を延期された外国人の方に対する査証申請に関する特別措置は平成23年12月20日をもって終了しました。

査証取得後に日程を延期した結果、査証の有効期間内に日本に渡航できない場合には、大使館・総領事館において改めて必要書類を添えて査証を申請してください。

詳しくはお近くの日本大使館・総領事館にお問い合わせください。

(了)